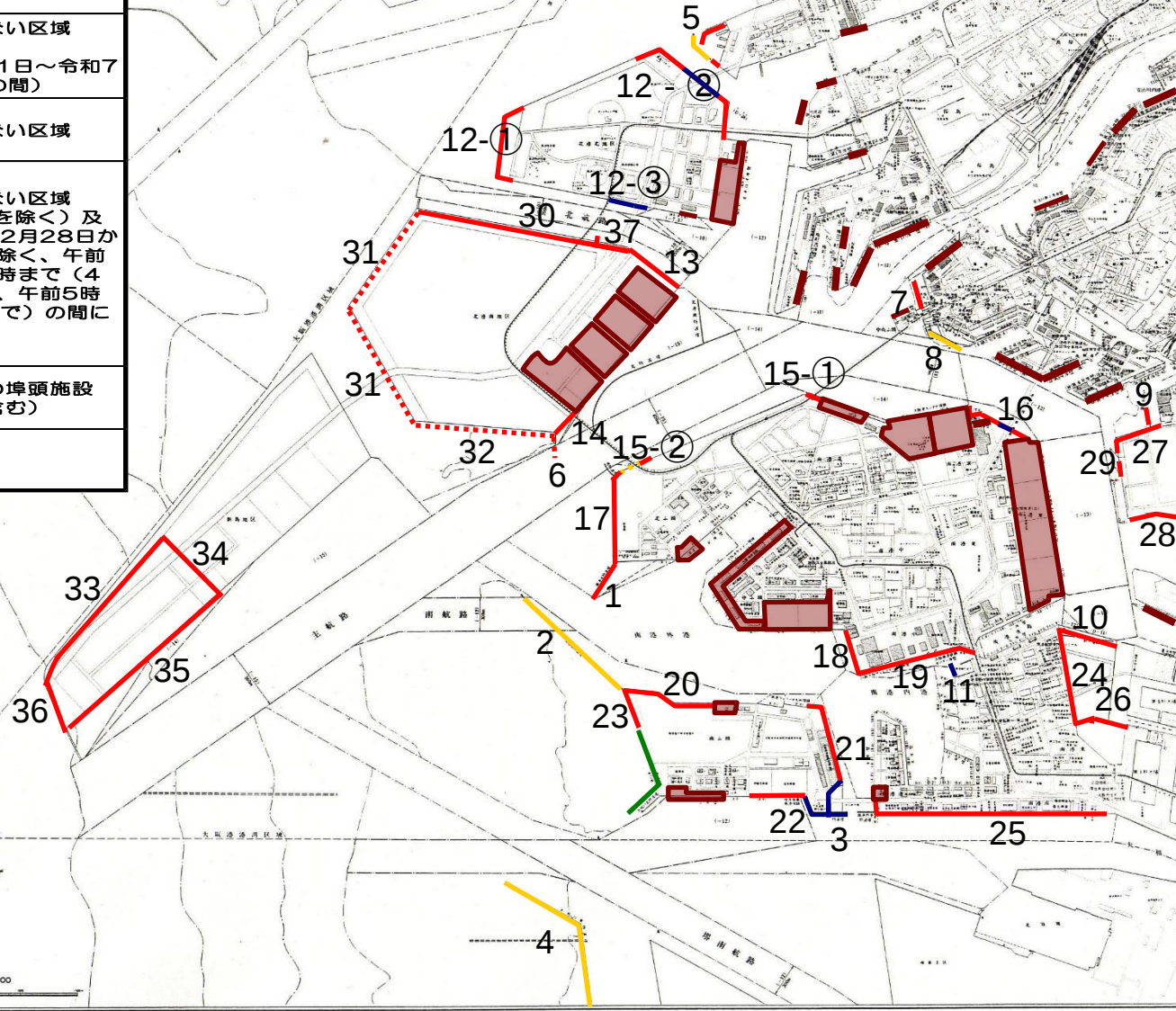


立入禁止区域指定位置図

凡 例	
	立入禁止区域
	立入禁止区域 (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域 (渡船利用)
	立入禁止としない区域 (渡船利用) (令和7年4月1日～令和7年10月13日の間)
	立入禁止としない区域
	立入禁止としない区域 (水曜日(祝日を除く)及び年末年始(12月28日から1月4日)を除く、午前7時から午後5時まで(4月から11月は、午前5時から午後7時まで)の間に限る)
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を含む)



項目	内容
作成	〇〇〇
確認	〇〇〇
承認	〇〇〇
更新	〇〇〇
備考	